

< 国の動向と区の推進経緯 >

国等の動向

平成28年	<p>○「ニッポン一億総活躍社会」(閣議決定) 地域共生社会の実現が盛り込まれる。 ・「子ども・若者育成支援推進大綱」の策定 ・「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正</p>
平成29年	<p>○社会福祉法の改正 高齢者・障がい者、子ども等への包括的な支援体制の整備を努力規定</p>
平成30年	<p>・生活困窮者自立支援法の改正 ・児童福祉法の改正</p>
令和元年	<p>・児童虐待の防止等に関する法律の改正 ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律</p>
令和2年	<p>○改正社会福祉法の改正 包括的支援体制の具体化として重層的支援体制整備事業が創設</p>

法改正等に基づき、区の現状に即して各計画・施策の整備を進めてきた。

区の関連施策・計画

総務部	<p>○配偶者暴力相談支援センター機能設置(平成30年) ○第8期大田区男女共同参画推進プランの策定(令和3年)</p>
地域力推進部	<p>○大田区子ども・若者計画の策定(令和3年)</p>
福祉部	<p>○おおた子どもの生活応援プランの改定(令和3年) ○大田区地域福祉計画の改定(平成31年) 大田区版「地域共生社会の実現」を掲げる。</p>
健康政策部	<p>○おおた健康プラン第三次(大田区自殺対策計画含む)の策定 (令和元年)</p>
子ども家庭部	<p>○大田区子ども・子育て支援計画を策定(令和2年)</p>
まちづくり推進部	<p>○大田区居住支援協議会の設立(令和元年) ○大田区住宅マスタープラン(令和3年)</p>
教育総務部	<p>○おおた教育ビジョンの策定(令和元年)</p>

大田区においても様々な要因が複合化した課題の対応が各相談機関で求められている。

DV・虐待

認知症

ひきこもり・不登校

精神疾患

生活困窮

ヤングケアラー

自殺対策

LGBT

要配慮者

包括な支援の体制の構築を分野ごとではなく区全体で構築することが必要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

